

平成31年第1回教育委員会会議録

日時：平成31年1月25日（金）

午後5時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	上島均
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	中村光一

出席者	教育長	倉田幸則
	教育次長	宮田雅司
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里秀紀
	青少年・公民館事業担当参事	南条弥生
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	松谷富美子
	教育研究支援課長	伊藤雅子
	生涯学習課長	
	（兼）津城跡整備活用推進担当副参事	米山浩之
	生涯学習課青少年担当副参事	
	（兼）青少年センター所長	小島広之
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	山下三佳

教育長 平成31年第1回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、議案第1号 平成30年度津市一般会計補正予算(第8号)〈教委所管分〉について、議案第2号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について、議案第3号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、第4号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、4件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第1号から議案第4号の議案4件です。このうち、議案第1号から議案第4号の4件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第1号から議案第4号については非公開と決定します。

議案第1号 平成30年度津市一般会計補正予算(第8号)〈教委所管分〉について

議案第1号 非公開で開催

議案第1号 原案可決

議案第2号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について

議案第2号 非公開で開催

議案第2号 原案可決

議案第3号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について

議案第3号 非公開で開催

議案第3号 原案可決

議案第 4 号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第 4 号 非公開で開催

議案第 4 号 原案可決

教育長 それでは審議に移りたいと思います。まず、議事の議案第1号 平成30年度津市一般会計補正予算(第8号)〈教委所管分〉について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第1号 平成30年度津市一般会計補正予算(第8号)〈教育委員会所管分〉につきまして、御説明を申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと思います。第1表でございますけども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を121億5,486万3千円としようするもので、補正の内容でございますが、北立誠地区放課後児童クラブ整備等に要する実施設計業務委託料などがございます。恐れ入りますが、5ページを御覧いただきたいと思います。順に御説明を申し上げます。(款)10 教育費 (項)5 社会教育費 (目)1 社会教育総務費につきましては124万9千円の計上で、放課後児童健全育成事業124万9千円の計上は、去年の10月の教育委員会の席で御説明をいたしました北立誠地区の教育児童施設の再編に係ります経費の計上でございます。平成31年3月31日で閉園となります北立誠幼稚園を放課後児童クラブとして活用するため、及び北立誠幼稚園の一部をコミュニティルームとして活用する。また、現在コミュニティルームとして利用しております北立誠小学校の教室を普通教室に改修するための実施設計業務委託料及びアスベスト調査業務委託料でございます。これにつきましては2月に補正をいたしまして、繰越明許ということで来年度を中心に執行する予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、御質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 質問・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。以前、ご協議いただいた案件です。それでは、ないようですので、議案第1号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第1号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第2号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

学校教育課幼児教育課程担当副参事 説明

各委員 質疑

学校教育課幼児教育課程担当副参事 説明

教育長 議案第2号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第2号につきましては原案どおり承認とさせていただきます。続きまして、議案第3号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 はい。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 青少年担当副参事でございます。議案第3号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、このことについて別紙のとおり提出する。平成31年1月25日、津市教育委員会教育長。3枚、ちょっとおめくりをいただきまして、放課後児童クラブに関わる条例ですけれども、「津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部を改正する条例というふうなことで、具体的にはその放課後児童クラブの支援員の資格を規定する第10条というのがございまして、この原稿の右側の第10条の(5)になりますけれども、「学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科、またはこれらに相当する課程を

修めて卒業した者」というふうなことで放課後児童支援員を、資格認定をこういうふうな規定でしておりましたけれども、改正後ということで、「学校教育法が改正されます」というふうなことを受けまして、左側、アンダーラインの部分が追加になります。卒業した者、の後ろに「当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」というふうなことを追加させていただきたいというふうなものでございます。ちょっと1枚戻っていただきまして、具体的にはそのような文言を追加させていただきたいというふうなことなんですけれども、1枚戻っていただきますと、改正理由でございますが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定める厚生労働省令が改正されたことから所要の改正を行う、というふうなものでございます。専門職大学というふうなことが、学校教育法が改正されまして、この来年度4月1日から国内に2か所設置されるというふうな運びになっております。今後、専門職大学というものは、さらに申請が出されておりますので、どんどんと増えてくるであろうというふうなことを受けまして、その専門職大学の前期課程を修了した者、それはもちろん、ここに書かせていただいています、社会福祉学とか心理学とか教育学とか芸術もしくは体育学とかというふうな、そういう学科になるわけなんですけれども、その前期課程を修了した者を含めると。通常、四年制大学は前期・後期ございませぬけれども、この専門職大学、新しい大学なんですけれども、その大学の教育課程の中で独自に前期課程・後期課程というふうなことを設けることができまして、もしもそういうふうな前期・後期と分けた大学がございましたらその前期課程を修了した者をここに含めるというふうなことで厚生労働省令が改正されますので、それを受けて津市の条例も改正させていただきたいと、そういうことでございます。お認めいただけましたら3月の第1回定例会に上程させていただきたいと思っております。以上でございます。

教育長 これ、確認ですけど、学校教育法の中の学校の種類の中に「専門職大学」というのが入ったので連動してその改正を行うという、そういうことでいいのですよね。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 はい。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 そのとおりでございます。専門職大学が追加されますので、それを受けての改正になります。

教育長 というふうな説明ですけども、何か御質問等ありましたらお願いします。

中村委員 すみません、こちらの話で。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 基本的なことで申し訳ないのですが、専門職大学というのが新たに追加されたということですけど、すみません、専門職大学とはどんな専門職なのですか。

教育長 小島副参事どうぞ。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 具体的には、門職大学、私立になります。高知です。それからもう一つは、国際ファッション専門職大学です。これも私立、これは東京になると思います。これはですね、かつて産業界から今の大学の学びだけでは即戦力になる人というのがなかなか出てこないのではないかとということで、一時マスコミでも随分取り上げられたかと思えますけれども、それを受けまして、社会に出たときに即戦力となるような人材を輩出するような、実践力を中心に高めていきたいというふうなことで、産業界の要請を受けまして文部科学省が新たにこういう制度をつくっていった、というものでございます。ですので、今、2校、リハビリテーションとかファッションとかというふうな、そういうふうな特化したようなものになりますけれども、今、申請をいろいろ出しているような私立等の大学を見ても、こういうふうな、即戦力、産業界に即出ていけるような、そういう学校を設置しているような状況が見受けられます。

教育長 よろしいでしょうか。

上島委員 少しよろしいですか。

教育長 はい。上島委員。

上島委員 ということは、その専門職大学においても専攻によってはあるのですね。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 専攻によっては、この、今申し上げました教育学とか心理学とか、そういうものが出てございます。例えば具体的にはですね、ちょっと調べましたところが、再来年度、愛知、名古屋のほうで「教育に関わるような学科をつくろう」というふうな私立の大学がございまして、そういったところがありました場合はひょっとするとこの支援員の資格認定にも関わってくるであろう、というふうに考えられます。

上島委員 聴いているのは逆なんです。ここの専門職大学を出てもこの資格がない人は当然出てくるということですね。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 はい。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 学科によってはそういうふうなことになると考えられます。

教育長 支援員の資格に該当するような学科を設置している専門職大学、というふうなことでいいわけですね。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 はい。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 そのとおりでございます。

教育長 そのほかは、

上島委員 はい。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 これは職員ですね。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 職員になります。特にその職員の中で支援員、学童の先生です。ありていに申し上げますと。

上島委員 よろしいですか。今、津市に何名いますか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 職員のトータルで。

上島委員 はい。

教育長 支援員の。

上島委員 パートだとかそんなのは抜いて、この資格に当てはまる人です。

教育長 ちょっと待ってください。わかりますか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 支援員の資格を持っておりますのは本年度166名ございます。

上島委員 よろしいですか。

教育長 上島委員。

上島委員 この166名については、旧のほうでよろしいですけど、一応この、こういう専攻をしてきた人に限定されているのですね。

教育長 小島副参事どうぞ。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 そういった、教員免許を持っておられるとか、あるいは教育学を学んでおられるとか、あるいは放課後児童クラブで2年間勤めておりましたら、高卒の方であったとしても資格を得られるというふうなこともあります。そういうふうなことで、諸々、166名の

方がなっておられます。

教育長 ちょっといいですか。支援員の資格にはいくつかあるわけですよね。その一つが今言っているということ。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 はい。

教育長 もうちょっとこれを詳しく。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 すみません、この条例の第10条になりますけれども、支援員の資格の要件になります。これは例えば、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、高校を卒業して2年間、児童福祉事業に従事した者、あるいは教職員免許法で教員免許を有する者。それから、今申し上げました大学で社会福祉学とか心理学とか、そういうものを学んだ者。あるいは、本年度になりまして改正されました点ですけれども、中卒の方であったとしても5年以上放課後児童クラブに従事しておられましたら資格が取れます、というふうな諸々の中の一項目の部分でこの要件が追加されたというふうなことになります。

教育長 よろしいでしょうか。

上島委員 もう一つだけよろしいですか。では、全部で、支援員も含めて子ども児童クラブに携わっている職員というのは何人おりますか。津市で。

教育長 わかりますか。

上島委員 直接子どもに、間接、例えば事務だけとかそんなのは別として。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 津市のトータルで382人。382人の方が本年度、子どもたちに関わっていただいています。

上島委員 はい。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 残り216名ですね。この人らは同じような仕事内容ですか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 基本的には、各放課後児童クラブをまわって聴かせてもらっていますと、やはり子どもたちの保育の主軸となるのは支援員、資格を持っておられる方がメインで子どもたちに接していただいているというふうなことになっていまして、残りの、計算していただきました216名の方はその指導の下にやっておられる、というふうなところで聞いております。

教育長 よろしいですか。上島委員。

上島委員 これは参考にしてほしいと思うのですけれども、学校の場合、そんなに分け隔てはないと思います。例えば、講師だからだとか、この人という、そういうのは子どもにとっては同じなんです。接する相手も。ですから、同じようにやはり子どもに接していかなかったら、子どもにとっては「この人はどうだから」という分け隔てはできないのじゃないかと。そう考えたときに、やはりその仕事の中で子どもの接し方についてあまり差をつけるべきではないと。一緒になってやっていくという感覚でなかったら、そのときに、やはり本当にいいのかなど。例えば、高等学校を出て何の資もない者にポンッと、ある程度の何かの資格が必要なんじゃないかと、今後は。そうでないと、初めて子どもを扱う人が「はい、そこから」というのはですね、そういう専門的な知識をある程度持った者が必要になってくるのじゃないかと。それができないのだったら、少なくとも1週間なりそういう研修を受けてもらおうとか、そういう制度をつくっていかなかったらこれから増えていく中で難しいのじゃないかと。そこでトラブルを起こしてしまうとやはりいけないもので、ということをちょっとまた参考にしておいてもらいたいと思います。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 ありがとうございます。

教育長 そのほか何かありましたらお願いいたします。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、議案第3号につき

ましては原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第3号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第4号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 失礼いたします。議案第4号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正につきまして、御説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、現行の津市芸濃郷土資料館の位置は「芸濃総合文化センター内」から「津市芸能総合文化センター内」に改め、津市安濃郷土資料館は、安濃地域の公共施設の再編に当たりまして現行の津市安濃交流会館内から津市安濃図書館内に移設するため位置を改めます。津市白山郷土資料館につきましては、白山地域の倭地区の公共施設の再編に当たりまして、現行の津市白山郷土資料館を解体後、津市白山公民館内に移設するため、位置を改めることに伴い改正するものでございます。この条例の施行期日でございますが、それぞれ、改正内容によりまして、第1条中、津市芸濃郷土資料館の位置を定めることにつきましては、交付の日から。それから、津市安濃郷土資料館の位置を定めるにつきましては、平成31年8月1日から。津市白山郷土資料館の位置と名称を削ることにつきましては、平成31年4月1日の施行でございます。加えて、第2条中、津市白山郷土資料館の名称と位置を加えることにつきましては、平成32年4月1日の施行となります。また、附則の第2項の「津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例」の一部の改正につきましては、安濃郷土資料館の移設に伴い条文の整理を行うものでございますので、平成31年8月1日からの施行でございます。ただ、現状といたしまして、こういうかたちで条例改正案のかたちを取っておりますけれども、細部の文言につきまして今現在、調整を行っているところでございます。資料館の再編につきましては、おおむねその方向性については決定しているところでございますけれども、その細部、今の調整する部分につきましては事務局のほうにお任せいただきまして、全体の考え方、それから流れにつきまして御承認をいただきたいと考えてございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、質問等ございましたらお願いいたします。

滝澤委員 いいですか。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 白山は解体して公民館内に移すということで、全く建物は独立していたものを解体して、公民館内にそのコーナーみたいな感じで設置するのですか。ちょっとそのあたり。

教育長 詳しい説明、米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 白山郷土資料館につきましては、もともとが昭和30年の、小学校の講堂がベースでありました。それを平成6年に改修して、当時、白山町が資料館としていたものです。加えて平成12年に、もともとは、講堂は当然木造なんですけれども、平成12年に鉄骨造りを増築しております。それが合併まで引き継がれてきたわけなんですけれども、公共施設の中でその木造部分というのは非常に老朽化が著しくて、危ないということもあります。ですので、その木造部分のほうは解体をさせていただきます。増築した部分のほうにつきましてはまだ躯体部分がしっかりしておりますので、そこは消防の白山分団の詰所にする計画をしております。その資料館の展示機能を今度は白山公民館の中の旧の、昔は視聴覚室として使っていた、以前はケーブルテレビのスタジオとして使っていた部屋に移設ということで、今、計画をしております。ですので、一旦ちょっと解体・廃止をしてまた移すというかたちでございます。

滝澤委員 だから、その、

教育長 どうぞ。

滝澤委員 すみません、木造の館内にあったものをそっくりそのままそこへ移すという感じですか。それとも、どこかまた倉庫か何かの一部入れるものがあるとか、そういう感じなのですか。

教育長 中身の移設について詳しく。米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 もともとの建物のその展示スペースと今度新しく移す展示スペースが、ちょっと規模がだいぶ少なくなり

ます。ですので、全部を移すのは不可能ですので、その中でより厳選して地域に必要なものを展示する予定をしております。残りのものにつきましては、収蔵庫のほうに移設をして必要に応じて展示会とかそういうものをして見ていただくような工夫をしたいと思っています。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 整理して捨てるものがあるというわけではないのですね。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 それはないですね。

滝澤委員 わかりました。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

上島委員 ちょっと。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 白山郷土資料館というのは残るんですね、名前としては。場所が変わるということですね。

教育長 米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 その名前も、今ちょっと、いろいろ調整はしているのですけれども、その展示機能としては残ると。

上島委員 よろしいですか。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 さっき言った意味は、コーナー等だったら、例えば、わざわざそんな名称にしなくても、公民館の中に郷土の資料でそういうものがあるんだと、コーナーとして。だったらもう「白山資料館」という名称はなくてもいいじゃないですか。けども、白山資料館という看板をあげて、その公民館の所へ位置はそこへ移動するんだと、場所を。だったらこれでいいと思うんです。そうでない、コ

コーナーとしても公民館の中に入れるのだったら、わざわざこの資料館という名前はなくていいと思うんです。「資料コーナー」でいいと思うんです。そこら辺がどうなるかというのがわからないもので。

教育長 米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 現状、事務局として考えているのは、資料館として残していきたいというふうに考えているのですけれども、面積としては300㎡から100㎡ぐらいの展示室になります。ですので、そこら辺が今、ちょっと調整をしないといけない部分でもあるのですけれども、機能としては確保していきたいと思っています。

上島委員 わかりました。機能として確保するのだったら少なくとも看板はあげてやってもらいたいと思います。看板を取ってしまったらこれはもう別のものになってしまうと思うんです。ですので、資料館として残す気持ちがあるのだったら、場所は変わってもいいのですけども、コーナーではなくて、その中の一角として「ここは資料館だ」というところにしておかなかつたらおかしいのではないかなと思います。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 それに関連してですが、白山だけじゃなくてほかも要はそうですね。芸濃にしろ、安濃にしろ、ほかの建物の一部を借りて入れさせてもらっているんで、その辺があるので考えたほうがいいのかもわからないですね。「資料館という冠を残しておきたい」という地元のいろいろな思いもあるでしょうしね。その辺は微妙だと思うのですけれど、でも、全体が津市郷土資料館の設置に関する条例ですので、「津市郷土資料館〇〇室」とか「白山郷土資料室」とか何か、そんなのでもいいのかな、とかいう気はするんですけど、地元の意向とかもあるでしょうからその辺はしっかり考えていただきたいなと思います。

教育長 そのほか何か。

中村委員 あと、ごめんなさい、

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 これ、3月議会に上げていくのですか。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 はい。その予定です。

中村委員 この、例えば5ページの議案第何号というのは、1条関係・2条関係でこの議案を分けるという意味ですか。

教育長 どうですか。米山課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 議案は分ける予定はしておりません。ちょっと、その表記上ですね、

中村委員 表記の方法、箇所が違うので分けている。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 そうですね。それで分けざるを得ない。

中村委員 議案は一緒ですか。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 一緒です。はい。一本です。

中村委員 了解しました。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 方向性としては今のような位置に行くというふうなことを了解していただいて、ただ、今の御指摘のように地元の方の御意見も聴いて、その名称等をどんなふうにするかということは今後の協議の中で決めさせていただきたいということを含めて、ということでもよろしいでしょうか。そんなかたちで、この件は原案を了承ということでもよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、今のようなことで、議案第4号につ

きましては了承というようなことでお願いしたいと思います。